

事務連絡
令和5年5月9日

各 〔 都道府県
市町村
特別区 〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
各種健診等における対応について

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいていたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されました。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

上記を踏まえ、これまで、緊急事態宣言下における健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下「各種健診等」という。）の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について（周知）」（令和3年4月23日付厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課事務連絡。以下「令和3年4月23日付事務連絡」という。）において、がん検診の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえたがん検診における対応について（周知、依頼）」（令和3年4月26日付厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡。以下「令和3年4月26日付事務連絡」という。）においてお示ししてきたところですが、令和3年4月23日付事務連絡及び令和3年4月26日付事務連絡は廃止することとしたので、今後は、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）も参考に、各種健診等の実施に当たっては、適切に対応いただくようお願いいたします。

<問い合わせ先>

○がん検診に関すること

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

TEL 03-5253-1111 (内線 2150)

FAX 03-3595-2193

mail mhlw-cancer@mhlw.go.jp

○肝炎ウイルス検診に関すること

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

肝炎対策推進室 肝炎対策指導係

TEL 03-5253-1111 (内線 2948)

FAX 03-3595-2169

mail kanen-taisaku2@mhlw.go.jp

○それ以外の検診に関すること

厚生労働省健康局健康課

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3503-8563

mail sukoyaka@mhlw.go.jp